

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
許 認 可 等 名	相対売等の承認	
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例施行規則	
根 拠 条 項	第25条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5245)	
審 査 基 準	基 準	1 対象となる申請者 徳島市立食肉センターの卸売業者 2 対象となる卸売方法 徳島市食肉卸売市場で行う相対売又は定価売 3 相対売等の承認基準 (1) 売買に参加する者が著しく少数で、せり売又は入札売によると不当な価格が生ずるおそれがある場合 (2) せり売又は入札売により生じた残品の卸売をする場合 (3) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した取扱物品の卸売をする場合 (4) 徳島市立食肉センター条例第24条ただし書の規定によりその市場における買受人以外の者に対して卸売をする場合
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)